

海外へ修学旅行に行く高校2年生に対する予防接種の実施について(案)

総務省行政相談窓口に対し、「海外への修学旅行のために高校2年生で予防接種を受ける場合も、無料で予防接種が受けられるようにしてほしい」旨の要望があったことから、総務省が行政苦情救済推進会議において検討した結果を踏まえ、総務省行政評価局長から「麻しんの定期予防接種に係る対象者の見直しについて(あっせん)の通知が厚生労働省健康局長あて発出されたところ。

麻しんの定期予防接種に係る対象者の見直しについて(あっせん)の概要

- 厚生労働省は、平成20年度から5年間で麻しん排除対策期間とし、定期予防接種の対象者を追加するなどの施策により、24年度中の麻しん排除を目指している。しかしながら、追加対象者の20年度の接種率は、目標を下回っている。
- 麻しんに対する免疫を持たない者が海外へ修学旅行へ行く際には、事前に自主的に予防接種を受けることが望ましいのは当然であるが、定期予防接種の費用が全額公費負担される市町村に居住する高校2年生の場合は、あと数か月待てば無料で予防接種が受けられることから、免疫を持たないにもかかわらず、予防接種を受けないまま海外への修学旅行に参加するものも多いのが現実である。
- 麻しんの排除を達成した国は、麻しんという病気の恐ろしさを十分認識し、自国の努力により麻しんの排除に成功したのであり、そのような国に日本人が麻しんを持ち込めば、日本国として国際的に大きな非難を浴びることは避けられない。このような状況の解消に向けて対策を講ずることは喫緊の課題である。
- 厚生労働省は、麻しんの排除に係る国際的取組の状況を踏まえ、我が国から海外へ修学旅行に行く高校生による麻しんの発症を厳に防止するため、これらの者に対する定期的な予防接種の柔軟な実施を可能とする方法について具体的に検討する必要がある。

論点1

海外に修学旅行に行く高校生を定期の予防接種の対象者とすべきか。

麻しんに関する特定感染症予防指針(厚生労働省告示第445号)

- 麻しんの予防接種を1回しか受けていない者であって、就学等により集団生活をする環境下にあるものに対し、2回目の予防接種を受けさせる機会を設けることが必要である。
 - ・国は、平成20年度からの5年間で麻しんの排除のための対策期間と定め、定期の予防接種の対象者に、中学1年生と高校3年生に相当する年齢の者を時限的に追加する。
 - ・国は、定期の予防接種の実施主体である市町村に対し、確実に予防接種が行われるよう、積極的に協力を求めていく必要がある。
- 厚生労働省は、国土交通省に協力を求め、旅行会社等に対し、外国へ渡航する者に、国内の麻しんの発生状況、外国での麻しんを発症した場合の影響等についての情報提供を行うよう依頼するものとする。また、文部科学省に協力を求め、学校での外国へ修学旅行する際に、麻しんの疾病としての特性や麻しんの予防接種についての情報提供を行うよう依頼するものとする。

麻しんの定期予防接種に係る対象者の見直しについて(あっせん)

- アメリカ、大韓民国、オーストラリア等では既に麻しんを排除。日本では平成19年に流行するなど未だ排除できず。
 - ⇒平成19年には、カナダで修学旅行生が発症し多数が拘束される問題発生
- 平成20年度は年間約17万人の高校生が修学旅行で海外へ。そのうち約9割は2年生
 - ⇒事前に学校等から予防接種を推奨されているが、未接種のまま出発している者もいる(接種費用の負担も原因の一つ)
- 複数の市に聴取したところ、財政上の問題はあがあるが、高校2年生で海外へ修学旅行に行く者を定期予防接種の対象とすることの必要性は認識しており、そのための法令の整備を求める声があった。

対応案

海外に修学旅行に行く高校生を定期の予防接種に位置付けるべきではないか。

論点2

対象者をどこまでの範囲とするか

○接種対象者として、①海外へ修学旅行に行く高校生、②学校教育の一環として海外に行く高校生(修学旅行及び研修等)、③すべての高校2年生の3パターンが考えられる。

※中学生、高校1年生及び高校3年生に相当する年齢の者は、平成20年～平成23年において、定期の予防接種を実施

海外へ修学旅行に行く高校生等の状況(平成20年度)

	修学旅行に行く高校生のみ	修学旅行・研修に行く高校生	すべての高校2年生
対象者	144,352人*	174,595人*	1,104,354人**

※平成20年度全校公私立高等学校海外修学旅行・海外研修(修学旅行外)実施状況調査報告(財団法人全国修学旅行研究協会)

※※平成21年度文部科学省学校基本調査

対応案

○麻しんを海外に持ち出さないこと、日本に持ち込まないことを目的とすることから、海外へ修学旅行に行く高校2年生に加え、研修に行く高校2年生も対象(学校教育の一環として海外へ行く高校2年生)を対象としてはどうか。

○第4期の接種に高校2年生全体を対象とすることは、周知等の関係からかえって接種率の低下をまねくおそれがあることから、高校3年生に対し接種の勧奨を行うこととし、学校教育の一環として海外に行くことを理由に接種を希望する者について、接種を行えるようにしてはどうか。

論点3

対象者を拡大した場合でも、十分なワクチン供給量が確保できるか。

①定期接種の状況(平成21年度)

	接種対象者	接種者数	接種率
第1期	1,091,349人	1,021,119人	93.6%
第2期	1,121,024人	1,034,611人	92.3%
第3期	1,194,878人	1,026,892人	85.9%
第4期	1,213,204人	933,891人	77.0%
合計	4,620,455人	4,016,513人	86.9%

②ワクチン供給の状況

	平成22年度	平成23年度
ワクチン供給量	約488万本	約506万本

※乾燥弱毒麻しんワクチン及び乾燥弱毒麻しん風しん混合ワクチンの生産量(平成22年10月27日現在)

※生産量は予定であるため、国家検定、需要状況等により生産量に変更があり得る。

③海外へ修学旅行等に行く高校生等を追加した場合の接種対象者数

	海外に修学旅行に行く高校生のみ	学校教育の一環として海外に行く高校生
対象者	4,160,865人	4,191,108人

対応案

海外へ修学旅行及び研修に行く高校2年生の数から換算すると、現在供給されているワクチン量で接種は可能である。

海外修学旅行の実施状況(高等学校)

出典:平成20年度全校公私立高等学校海外修学旅行・海外研修(修学旅行外)実施状況調査報告(財団法人全国修学旅行研究協会)

①年度別

	実施校数	旅行件数	参加生徒数
平成18年度	933校	1,156件	148,521人
平成19年度	936校	1,156件	151,181人
平成20年度	944校	1,170件	150,975人

②学年別

	旅行件数	構成割合	推計参加生徒数(※)
第1学年	37校	3.2%	4,831人
第2学年	1,063校	90.9%	137,236人
第3学年	52校	4.4%	6,623人
第1～3学年	4校	0.3%	453人
合計	1,170校	100.0%	

(※)推計参加生徒数は、参加生徒数150,975人を旅行件数の構成割合で推計したもの

③旅行先別(延べ数)

	校数	参加生徒数	構成割合
アジア	680	93,384	54.9
(再掲)韓国	201	25,705	15.1
(再掲)中国	100	10,929	6.4
オセアニア	235	32,146	18.9
(再掲)オーストラリア	208	29,681	17.4
北アメリカ	257	31,026	18.2
(再掲)アメリカ	208	24,267	14.3
(再掲)カナダ	49	6,559	3.9
中南米	1	40	0.0
ヨーロッパ	139	13,537	8.0
合計	1,312	170,133	100.0

海外研修の実施状況(高等学校)

出典:平成20年度全校公私立高等学校海外修学旅行・海外研修(修学旅行外)実施状況調査報告(財団法人全国修学旅行研究協会)

①年度別

	実施校数	旅行件数	参加生徒数
平成18年度	1,047校	1,366件	31,666人
平成19年度	1,012校	1,308件	32,053人
平成20年度	971校	1,319件	30,243人

②学年別

	旅行件数	構成割合	推計参加生徒数
第1学年	241人	18.3%	5,534人
第2学年	382人	29.0%	8,770人
第3学年	39人	3.0%	907人
第1～3学年等	657人	49.8%	15,061人
不明	10人	0.8%	242人
合計	1,319人	100.0%	

(※)推計参加生徒数は、参加生徒数150,975人を旅行件数の構成割合で推計したもの

※海外研修は、学校が主催する語学研修、ホームステイ、実習、姉妹校交流等をいう

③旅行先別(延べ数)

	校数	参加生徒数	構成割合
アジア	188	3,786	12.1
(再掲)韓国	63	1,551	5.0
(再掲)中国	43	768	2.5
オセアニア	594	12,723	40.7
(再掲)オーストラリア	462	9,458	30.2
北アメリカ	347	9,017	28.8
(再掲)アメリカ	236	6,032	19.3
(再掲)カナダ	111	2,985	9.5
中南米	6	48	0.2
ヨーロッパ	220	5,716	18.3
合計	1,355	31,290	100.0

(参考) 関係法令等

予防接種法施行令

(定期の予防接種を行う疾病及びその対象者)

第1条の2 法第3条第1項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項(予防接種法の一部を改正する法律(平成13年法律第116号)附則第3条第1項の規定により読み替えられる場合を含む。)の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者(当該疾病にかかっている者又はかかったことがある者(インフルエンザにあっては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。))その他厚生労働省令で定める者を除く。)とする。

疾病	定期の予防接種の対象者
(略)	(略)
麻疹	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
(略)	(略)

(経過措置)

2 法第3条第1項の政令で定める者について、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間、第1条第2項の表麻疹の項及び風しんの項中「一 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者、二 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの、三 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者、四 18歳となる日の属する年度の初日から末日までの間にある者」

麻疹に関する特定感染症予防指針

第三 発生の予防及びまん延の防止

五 その他の必要な措置

5 厚生労働省は、国土交通省に協力を求め、旅行会社等に対し、外国へ渡航する者に、国内の麻疹の発生状況、外国での麻疹を発症した場合の影響等についての情報提供を行うよう依頼するものとする。また、文部科学省に協力を求め、学校での外国へ修学旅行する際に、麻疹の疾病としての特性や麻疹の予防接種についての情報提供を行うよう依頼するものとする。

学校における麻疹対策ガイドライン

参考2 海外への修学旅行等の実施について

海外への修学旅行などの実施の責任を負う学校及びその設置は、(省略)参加者に必要な情報を与えるとともに、参加者が麻疹に対する免疫を有しているかを把握し、接種を推奨するなどの対応が求められる。